

個人課税部門からのお知らせ

確定申告と納税は正しくお早めに！

所得税は 3月15日(月)まで

贈与税は 3月15日(月)まで

消費税及び地方消費税は3月31日(水)まで

申告書や決算書等は、できるだけご自分で作成し(あるいは税理士を通じて)早期にご提出ください。郵送による申告書の提出もできます。郵送による場合も申告書の提出はお早めに。税務署では、自書作成を推進しております。

税務署の自書作成会場では、申告書を作成される方のために記載方法のアドバイスを行っています。期限間際は大変混雑しますので、アドバイスを受けられる方はお早めにお越しください。

定率減税の適用をお忘れなく！

定率減税が実施されます。減税額は、定率減税前の所得税額の20%相当額となります(上限は25万円です。)

期限を守って、きちんと納税！

特に消費税及び地方消費税は、消費者の皆様からの預かり金的性格のものです。

納税は定められた期限内にお願いします。

納税は振替納税が安全で便利です！

振替納税の手続きは、所定の葉書に口座番号等を記載し、金融機関届出印を押して投函するだけです。安心・便利な振替納税を是非ご利用ください。

納税証明書が必要なときは...

平成15年分の納税証明書を請求される場合は、申告書提出の前にお申出ください。

後日請求される場合は4月中旬以降の発行となります。

お車でのご来署はご遠慮ください。

確定申告期間中の税務署駐車場は大変混雑します。

公共の交通機関をご利用ください。

東急田園都市線 市が尾駅から徒歩7分です。

資料情報担当からのお知らせ

給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出について

平成15年中に次の支払をしたものは、源泉徴収票・支払調書を税務署に平成16年2月2日(月)までに「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を添えて提出しなければなりません。提出する支払調書が無い場合であっても、合計表だけは所要の記載を行い、「摘要」欄に「該当なし」と記載して提出してください。

- ① 給与所得の源泉徴収票
- ② 退職所得の源泉徴収票
- ③ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ④ 不動産の使用料等の支払調書
- ⑤ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ⑥ 不動産等の売買または貸付のあっせん手数料の支払調書

法定調書の提出範囲や記載方法については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。法定調書の各欄の記載に当たっては、略字を使わずに楷書で正確に記載してください。住所欄は、郡、市、区、町、村名を省略しないで記載してください。「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の右上にある「署番号」欄の番号(5桁)及び「整理番号」欄の番号(8桁)を提出する法定調書の「署番号」「整理番号」欄に記載してください。なお、この「署番号」は、給与所得・退職所得等の「所得税徴収高計算書」に記載してある税務署番号とは異なりますのでご注意ください。

なお、法定調書の作成についての質問などは、下記の税務署の資料情報担当までお問い合わせください。

緑税務署 資料情報担当

電話 045-972-7771 内線116番